

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令案について
(概要)

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

1. 改正の趣旨

- 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号。以下「令和7年改正法」という。）の一部の施行に伴い、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「安衛令」という。）及び労働安全衛生法関係手数料令（昭和47年政令第345号。以下「手数料令」という。）について、必要な規定の創設や改正等を行うもの。

2. 改正の概要

(1) 安衛令の一部改正（第1条関係）

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第15条において、統括安全衛生責任者の管理の対象に労働者以外の作業従事者を含めたことに伴う所要の改正を行う。
- 安衛令第10条で定める法第33条第1項に基づき機械等貸与者が機械等を貸与する場合に労働災害を防止するために必要な措置を講じなければならない機械に、フォークリフト、ショベルローダー及びフォークローダーを追加する。
- 安衛令第11条で定める法第34条に基づき建築物貸与者が労働災害防止のために必要な措置を講じなければならない建築物の対象を、「事務所又は工場の用に供される建築物」から「事業の用に供される建築物」に改める。
- 法別表第18の備考の政令で定める車両系機械を定める。
- その他所要の改正を行う。

(2) 手数料令の一部改正（第2条関係）

- 登録設計審査等機関が設計審査を行った場合の製造許可の手数料を定める。

3. 根拠条項

- 令和7年改正法による改正後の法第15条第1項及び第3項並びに第33条第1項、第34条、第37条第3項、第46条の2第1項（第53条の3から第54条の2までを準用する場合を含む。）、第53条第3項（第53条の3から第54条の2までを準用する場合を含む。）、第57条の4第1項、令和7年改正法による改正後の第77条第5項及び安衛法別表第18

4. 施行期日等

- 公布日：令和7年10月（予定）
- 施行期日：令和8年4月1日、一部令和8年1月1日